

公募型プロポーザルに係る手続開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

令和2年8月19日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

世田谷区立小中学校校内通信ネットワーク再整備業務委託

(2) 業務内容

世田谷区教育委員会では、令和3年3月までに児童生徒1人1台端末（約43,000台）を全区立小中学校に整備するとともに、各学校におけるインターネット利用想定として、同じ時間帯に配備総数の最大50%の端末が、最大2Mbpsの動画視聴等の利用可能となるよう、全区立小中学校において校内通信ネットワークの再整備を実施する予定である。

本件受託業者は、上記想定に基づき、全学校において円滑なインターネット接続が利用可能な校内通信ネットワーク整備に向けた事前調査及び設計を行うとともに、当該設計に基づく校内通信ネットワーク再整備業務を実施すること。

(3) 履行期間（予定）

令和2年10月から令和3年3月31日まで

2 参加資格要件

提案書提出時において、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格を有していること、または契約時までには有する見込みであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しない者であること、及び同条第2項による措置を現に受けていない者であること。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税の滞納がないこと。
- (5) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないものであること。
- (6) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認証する「プライバシーマーク」又は国際規格ISO/IEC27001の評価基準である「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度」認証を取得していること。

- 3 提案書の提出者を選定するための基準
参加表明では企画提案書の提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。
参加資格が確認できた者には招請通知を送付し、参加資格が確認できなかった者には確認できなかった旨を通知する。

- 4 提案書を特定するための評価基準
 - (1) 提案コンセプトに関する事項
 - (2) 業務実績に関する事項
 - (3) 業務実施体制に関する事項
 - (4) 業務工程管理に関する事項
 - (5) システム構成、機器スペックに関する事項
 - (6) システム設計に関する事項
 - (7) 配線・機器設置作業に関する事項
 - (8) 試験に関する事項
 - (9) 情報セキュリティ対策に関する事項
 - (10) 追加提案に関する事項
 - (11) 経費の妥当性

- 5 手続等
 - (1) 担当部課
〒154-8504 世田谷区世田谷四丁目2 1番2 7号(第二庁舎3階3 3番窓口)
世田谷区教育委員会事務局教育総務部教育総務課
電話：03-5432-2970 ファクシミリ：03-5432-3028
E-mail：SEA02028@mb.city.setagaya.tokyo.jp
 - (2) 説明書の交付期間、場所及び方法
 - ア 期間 令和2年8月19日(水)から9月2日(水)まで
(土日祝日を除く。午前9時～午後5時まで)
 - イ 場所 5(1)に同じ。
 - ウ 方法 希望者に無償配布する。(以下、区のホームページからダウンロード可)
目次から探す>「子ども・教育・若者支援」>「教育委員会」
>「教育委員会の概要」>「世田谷区立小中学校校内通信ネットワーク再整備業務委託事業者を募集します」
 - (3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法
 - ア 期限 令和2年9月2日(水)午後5時まで(必着)
 - イ 提出先 5(1)に同じ。
 - ウ 方法 持参または郵送(書留郵便のみ)
 - (4) 提案書の提出期限並びに提出場所及び方法
 - ア 期限 令和2年10月1日(木)午後5時まで(必着)
 - イ 場所 5(1)に同じ。
 - ウ 方法 持参又は郵送(書留郵便のみ)及び提案書データ(PDF形式)を電子メール又は電子媒体(CD-R 1枚)で提出すること。
 - (5) プレゼンテーション審査

ア 時期 令和2年10月中旬予定

イ 場所 別途通知する。

(6) 審査結果通知 令和2年10月中旬予定

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の委託業務を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 有(世田谷区立小中学校における校内通信ネットワーク等運用保守業務委託)
- (5) 提案に係る一切の費用は、全て参加者の負担とする。
- (6) 本件の成果物の著作権は区に帰属する。
- (7) 参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合は、提案を無効とする。
- (8) 提案書の受領期限後における提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- (9) 提出された提案書は返還しない。
- (10) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。
- (11) 区との契約では単年度で予定価格2,000万円以上の業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。詳細は別紙を確認すること。
- (12) 詳細は説明書による。

世田谷区との一定額以上の契約には、世田谷区公契約条例に基づく「労働報酬下限額」が適用されます

○世田谷区公契約条例とは

世田谷区が事業者と結ぶ契約（公契約）に関する基本方針と区長や事業者の責務などを定めるもので、公契約において適正な入札などの手続きを実施し、労働者の適正な労働条件を確保し、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的とした条例です。



○区長の責務(主なもの)

1. 入札制度改革、区内事業者の育成と経営環境の改善に努めます。

これまで区は、最低制限価格制度及び低入札価格調査制度における基準価格の設定範囲等の見直しや総合評価方式競争入札の導入などを始めとする入札制度改革に取り組んできました。引き続き、条例に基づき、様々な制度を見直し、改革を進めてまいります。

2. 適正な労働条件確保のための施策を行うように努め、次の取組みを実施します。

- (1)「労働報酬下限額」を事業者に示し、適正な賃金の支払いを促します。
- (2)「労働条件確認帳票」の提出を事業者に求め、必要があれば改善措置を行います。

○事業者の責務(主なもの)

1. 区長の取組みに従い、公共事業の質の確保、適正な賃金の支払いと労働条件の確保・向上に努めて下さい。

2. 区内の下請業者への注文や区内にお住まいの労働者の雇用に努めて下さい。

3. 受注業務の第三者への発注にあたり適正な条件を付けるように努めて下さい。

4. 障害者雇用促進法、男女共同参画社会基本法、労働契約法、子ども・若者育成支援推進法の趣旨に基づく取組みに努めて下さい。

5. 区内の下請業者の受注や区内在住労働者の雇用の機会を図るように努めて下さい。

○労働報酬下限額とは

1. 概要

労働報酬下限額とは、予定価格が一定額以上の公契約において、契約事業者が労働者に支払う職種ごとの労働報酬の下限とすべき額のことです。世田谷区長が条例に基づき決定し、告示します。

契約事業者には、労働報酬下限額を守っていただくことにより、労働者に適正な賃金を支払い、労働者の適正な労働条件を確保し、向上させるよう努めていただく義務のあることが条例に定められています。

2. 対象

予定価格が3千万円以上の工事請負契約 及び 予定価格が2千万円以上の工事以外の契約(不動産、賃貸借を除く)

3. 告示額

次ページのとおり

○労働条件確認帳票とは

1. 概要

労働条件確認帳票は、公契約において賃金、労働時間、社会保険の加入の有無その他の労働条件が適正であることを確認するためのもので、契約担当窓口において契約事業者に配布し、提出を求めます。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

2. 対象

予定価格が50万円を超える契約(指定管理の協定は零円を超えるもの)

3. 閲覧場所(※契約内容によって取扱い窓口が異なります。)

(1)経理課(世田谷区役所第一庁舎2階20番窓口):教育総務課が取り扱う契約以外の契約

(2)教育総務課(世田谷区役所第二庁舎3階33番窓口):教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

※公契約条例等の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係 電話:03-5432-2145~2152・2435・2436 ファクシミリ:03-5432-3046

○労働報酬下限額一覧

※令和元年12月18日告示による

(適用対象は令和2年4月1日以後に締結する契約。ただしこの告示前に公告した入札に付された公契約を除く。)

【工事請負契約の場合】

■対象契約: 工事請負契約のうち、予定価格が3千万円以上のもの

■労働報酬下限額: 東京都の公共工事設計労務単価(平成31年3月現在)の51職種ごとの単価の85%相当額(熟練労働者)
(下表のとおり)

号	職種	労働報酬下限額 (1時間当たり)	号	職種	労働報酬下限額 (1時間当たり)
1	特殊作業員	2,572円	25	土木一般世話役	2,614円
2	普通作業員	2,242円	26	高級船員	3,092円
3	軽作業員	1,605円	27	普通船員	2,444円
4	造園工	2,253円	28	潜水士	4,304円
5	法面工	2,848円	29	潜水連絡員	2,965円
6	とび工	2,869円	30	潜水送気員	2,944円
7	石工	2,901円	31	山林砂防工	2,859円
8	ブロック工	2,689円	32	軌道工	4,739円
9	電工	2,710円	33	型わく工	2,731円
10	鉄筋工	2,890円	34	大工	2,689円
11	鉄骨工	2,699円	35	左官	2,901円
12	塗装工	2,965円	36	配管工	2,434円
13	溶接工	3,177円	37	はつり工	2,635円
14	運転手(特殊)	2,529円	38	防水工	3,145円
15	運転手(一般)	2,094円	39	板金工	2,922円
16	潜かん工	3,156円	41	サッシ工	2,689円
17	潜かん世話役	3,730円	43	内装工	2,901円
18	さく岩工	3,145円	44	ガラス工	2,614円
19	トンネル特殊工	3,092円	46	ダクト工	2,370円
20	トンネル作業員	2,550円	47	保温工	2,402円
21	トンネル世話役	3,432円	49	設備機械工	2,444円
22	橋りょう特殊工	3,156円	50	交通誘導員A	1,615円
23	橋りょう塗装工	3,273円	51	交通誘導員B	1,403円
24	橋りょう世話役	3,613円	52	上記以外の職種	1,130円

※第1号から第51号までに該当の労働者であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については以下の下限額となります。

■労働報酬下限額: 1時間当たり1,322円

※「タイル工」、「屋根ふき工」、「建具工」及び「建築ブロック工」については、国土交通省より東京都における公共工事設計労務単価が示されなかったため記載していませんが、過去の公共工事設計労務単価を基に算出した参考値をご案内いたしますので、表記担当にお問い合わせください。

【工事以外の契約の場合】(設計・測量等委託、業務委託、印刷、物品供給、指定管理者協定 等)

■対象契約: 工事以外の契約(不動産、賃貸借を除く)又は指定管理者協定のうち、予定価格が2千万円以上のもの

■労働報酬下限額: 1時間当たり1,130円